

(参考1)

科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会
生殖補助医療研究専門委員会委員名簿

平成19年度

安達 知子	総合母子保健センター愛育病院産婦人科部長
石原 理	埼玉医科大学産科婦人科教授
位田 隆一	京都大学大学院法学研究科教授
奥山 明彦	大阪大学大学院医学系研究科教授
小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
木下 勝之	社団法人日本医師会常任理事
後藤 節子	名古屋大学医学部保健学科教授
笹月 健彦	国立国際医療センター総長
高木 美也子	日本大学総合科学研究所教授
中辻 憲夫	京都大学再生医科学研究所長
深見 希代子	東京薬科大学教授
星 和彦	山梨大学医学部附属病院長
町野 朔	上智大学大学院法学研究科教授
水野 紀子	東北大学大学院法学研究科教授
吉村 泰典	慶應義塾大学医学部教授

(敬称略、50音順)

(参考2)

厚生科学審議会科学技術部会
ヒト胚研究に関する専門委員会委員名簿

平成19年度

安達 知子	総合母子保健センター愛育病院産婦人科部長
位田 隆一	京都大学大学院法学研究科教授
小澤 敬也	自治医科大学医学部内科学講座血液学部門主任教授
小幡 純子	上智大学法科大学院教授（行政法）
加藤 尚武	京都大学名誉教授
木下 勝之	社団法人日本医師会常任理事
笹月 健彦	国立国際医療センター総長
鈴木 良子	フィンレージの会
中辻 憲夫	京都大学再生医科学研究所所長
秦 順一	国立成育医療センター名誉総長
町野 朔	上智大学法科大学院教授（刑事法）
吉村 泰典	慶應義塾大学医学部産婦人科教授

(敬称略、50音順)

他の指針等におけるインフォームド・コンセント(I・C)の手続の比較

(参考3)

	ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針	特定胚の取扱いに関する指針	生殖補助医療制度の整備に関する報告書(厚生科学審議会生殖補助医療部会)
提供をうけようとする細胞等	ヒト受精胚(生殖補助医療の余剰胚)	特定胚(動物性集合胚)の作成に必要な細胞	精子・卵子・胚
I・Cを与える者	ヒト受精胚の提供者(当該ヒト受精胚の作成に必要な生殖細胞を供した夫婦)	当該特定胚の作成に必要な細胞の提供者	精子・卵子・胚の提供者及びその配偶者
I・Cに係る説明を実施する者	樹立機関の長の指名を受けた当該樹立機関に所属するもの(樹立責任者を除く)	特定胚の作成者等	医師
I・Cを受ける者	提供医療機関	当該特定胚の作成者	精子・卵子・胚を提供する医療施設
I・Cの手続きの実施前に、その手続きが適切であることを審査する者	提供医療機関の機関内倫理審査委員会(その意見を聴き、提供機関の長はインフォームドコンセントの手続きを含む樹立計画を了解する。)	取扱い者の所属する機関の倫理審査委員会(設置されていない場合は、他の機関等の倫理審査委員会でも可)	実施医療施設(生殖補助医療を行う医療施設)における倫理委員会
I・Cの表示方法	書面	書面	書面
I・Cを受ける時期	生殖補助医療目的で用いず、滅失させるという意思決定後	細胞の提供を受ける前	精子・卵子・胚の提供前
I・Cの撤回可能期間	同意後少なくとも1月間	特に明示なし	・胚については、提供を受ける者の子宮に戻す前 ・精子・卵子については、受精前
I・Cの手続きが適切に実施されたことを確認する者	提供医療機関の機関内倫理審査委員会の意見を聴き、提供医療機関の長が確認する。	特に明示なし	担当医師

	人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方の報告書(案)			ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
	手術により得た未受精卵	生殖補助医療目的で採取した未受精卵・非受精卵		
		凍結されたもの	凍結していないもの	
提供を受けようとする細胞等	手術により摘出された卵巣や卵巣切片から採取された未受精卵	生殖補助医療の過程で採取された未受精卵	生殖補助医療の過程で採取された未受精卵	血液、組織、細胞、体液、排泄物及びこれらから抽出した人のDNA等の人の体の一部並びに提供者の診療情報、その他の研究に用いられる情報(死者に係るものを含む。)
I・Cを与える者	未受精卵の提供者(摘出する本人)	夫婦双方	夫婦双方	試料等の提供者又は試料等の提供者の代諾者等
I・Cに係る説明を実施する者	提供医療機関の説明担当医師及び人クローン胚取扱い機関の研究説明者	人クローン胚取扱い機関の研究説明者	提供医療機関の説明担当医師及び人クローン胚取扱い機関の研究説明者	研究責任者、履行補助者等
I・Cを受ける者	提供医療機関	提供医療機関	提供医療機関	試料等の提供が行われる機関
I・Cの手続きの実施前に、その手続きが適切であることを審査する者	人クローン胚取扱い機関及び提供医療機関の倫理審査委員会	人クローン胚取扱い機関及び提供医療機関の倫理審査委員会	人クローン胚取扱い機関及び提供医療機関の倫理審査委員会	研究を行う機関の倫理審査委員会
I・Cの表示方法	書面	書面	書面	書面
I・Cを受ける時期	摘出される卵巣や卵巣切片の廃棄の同意が得られた後	生殖補助医療が終了し、生殖補助医療に利用されなかった未受精卵や非受精卵の廃棄の同意が得られた後	本人により自発的な提供の申し出があった後	試料等の提供を受ける前
I・Cの撤回可能期間	同意後少なくとも30日	同意後少なくとも30日	同意後少なくとも30日	いつでも撤回可能
I・Cの手続きが適切に実施されたことを確認する者	提供医療機関の倫理審査委員会(委員会の委員または委員会の指定する者による患者への面会による確認を含む)	提供医療機関の倫理審査委員会	提供医療機関の倫理審査委員会(委員会の委員または委員会の指定する者による患者への面会による確認を含む)	研究を行う機関の長